

平成23年9月28日判決言渡・同日原本領収 裁判所書記官

平成23年(ネ)第147号 損害賠償請求控訴事件 (原審・青森地方裁判所平成21年(ワ)第431号)

口頭弁論終結日 平成23年7月11日

判 決

青森市大字野木字山口164番地52

控 訴 人

東日本ライフ輸送株式会社

代表者代表取締役

齋 藤 武 男

控 訴 人

齋 藤 照 二

控 訴 人

齋 藤 英 智

3名訴訟代理人弁護士

御 器 谷 修

同

島 津 守

同

梅 津 有 紀

同

栗 田 祐 太 郎

同

福 田 意 太

被 控 訴 人

成 田 義 一

被 控 訴 人

高 橋 一 彦

被 控 訴 人

工 藤 仁

被 控 訴 人

金 澤 祥 一

被 控 訴 人 成 田 嘉 道  
5名訴訟代理人弁護士 横 山 慶 一

主 文

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第 1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人らは、控訴人東日本ライフ輸送株式会社に対し、連帯して550万円及びこれに対する平成21年7月6日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被控訴人らは、控訴人齋藤照二及び控訴人齋藤英智に対し、それぞれ連帯して各275万円及びこれに対する平成21年7月6日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 訴訟費用は、第1, 2審とも被控訴人らの負担とする。
- 5 仮執行宣言

第 2 事案の概要

- 1 本件は、控訴人東日本ライフ輸送株式会社（以下「控訴人会社」という。）、その代表取締役であった控訴人齋藤照二（以下「控訴人照二」という。）及び専務取締役であった控訴人齋藤英智（以下「控訴人英智」という。）が、控訴人会社の従業員によって結成された労働組合の役員である被控訴人らに対し、被控訴人らが、控訴人会社の周辺や控訴人照二と控訴人英智とが同居する自宅周辺において、違法な街頭宣伝活動を行ったと主張して、不法行為に基づく損害賠償として控訴人会社において550万円（慰謝料500万円，弁護士費用50万円）、控訴人照二及び控訴人英智において各275万円（慰謝料250万円，弁護士費用25万円）並びにいずれも平成21年7月6日（街頭宣伝活

動の初日) から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求めた事案である。

原判決は、被控訴人らが行った街頭宣伝活動には違法性が認められないとして、控訴人らの請求を全部棄却した。

2 本件における前提事実、争点及びこれに関する当事者の主張は、次のとおり改め、後記3において当審における控訴人らの補充の主張を加えるほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の「1 前提事実」並びに「2 争点及び当事者の主張」のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決2頁16行目の「争いがないか・・・認められる事実」を「以下の(1)及び(2)の各事実は当事者間に争いがなく、(3)の事実は甲第2～第4号証及び弁論の全趣旨により容易に認めることができ、(4)の事実は記録上明らかである。」と改める。

(2) 原判決3頁2行目の「原告照二及び原告英智の自宅」を「控訴人照二と控訴人英智とが同居する自宅」と、同頁4行目～5行目の「労使紛争等に関する主張を訴える」を「労使紛争等に関する本件分会の主張を訴える内容の」と、同頁13行目～14行目の「正当な労働組合活動であるとして、」を「正当な労働組合活動であり、虚偽事実を流布した事実はないとして、」とそれぞれ改め、同頁14行目の「(甲2ないし4号証)」を削り、同頁15行目冒頭に「(4)」を加える。

(3) 原判決3頁17行目末尾に続けて「(争点(1))」を加える。

(4) 原判決4頁12行目の「正当な労働組合活動であって、」を「正当な労働組合活動であるし、憲法21条の定める表現の自由の範囲内の行為でもあるから、」と改める。

(5) 原判決4頁17行目末尾に続けて「(争点(2))」を加える。

3 当審における控訴人らの補充の主張

(1) 学説・裁判例上、個人の私宅付近における街頭宣伝活動は、労使関係の場

を離れた純然たる私的領域における平穩を侵害するもので、社会的相当性の逸脱を論ずるまでもなく、許容されないとされており、控訴人らの自宅の周辺での本件街宣活動は明らかに違法である。特に、控訴人会社は、毎年正月に新聞の折込みチラシで、控訴人照二の顔写真入りで新年の抱負等を掲載して一般家庭に配布しており、近隣住民の間では、控訴人照二が控訴人会社の代表者であること等が周知されていたことに加え、控訴人会社が一般市民や企業を顧客とする貨物配送業を営むこと等からすれば、近隣住民も重要な顧客であって、本件街宣活動は、控訴人らの取引先を街宣して回るのと変わりがない上、専ら嫌がらせの目的に出たものであるから、控訴人照二及び控訴人英智の私的領域を侵害し、住居の平穩を害すること著しく、違法性が極めて大きいものである。

(2) 控訴人会社の事務所が存在する場所は、多数の企業の事務所・工場等が存在する青森中核工業団地内であって、これらの企業も控訴人会社にとって重要な顧客であり、このような場所で連日にわたって執拗に街頭宣伝活動を繰り返すこと自体が控訴人会社の社会的・経済的評価を著しく侵害するものである。現に、控訴人会社の大口取引先である有限会社大栄物流（以下「大栄物流」という。）からは本件街宣活動に対する苦情が寄せられたし、また、株式会社加藤急便（以下「加藤急便」という。）からは、本件街宣活動が落ち着くまで取引を中止すると申し渡されて現在も取引は中止されたままで、大切な取引先を失っている上、本件街宣活動による取引先や一般住民からの苦情に対する事情説明といった本来の業務以外の後ろ向きの作業に多大な時間と労力を費やさざるを得なかったという意味でも控訴人会社にとって大きな損害が生じている。

(3) 本件街宣活動において被控訴人らが訴えた内容は、次のとおり虚偽であり、本件街宣活動は違法である。

ア 被控訴人らが、控訴人会社が配車係の管理者を不当解雇したと訴えた点

につき、原判決は、「不当解雇」という表現をしていないから違法性を有しないとす。しかし、被控訴人らは「いきなり」解雇したと強調しているところ、これを聞いた一般市民は、「いきなり」とは適正な手続を履践せず解雇したという意味に受け取るのが通常であるから、不当解雇と表現したのと変わりがない。また、控訴人照二は、当該管理者に長距離運転手への配置転換は命じたものの、原判決が認定するように、これに応じなければ退職するよう求めて即決を迫った事実はなく、当該管理者は、他社に引き抜かれる形で自ら退職を申し出たものであるから、これを不当解雇とする被控訴人らの訴えは事実と反する。

イ 原判決は、従業員がまともな賃金をもらっていないとする被控訴人らの訴えは事実と反しないと認定するが、控訴人会社の賃金は運送業界では高い方であり、上記訴えは事実と反する。

ウ 原判決は、控訴人照二が労働組合は嫌いであると公言していたことを指摘するなどして、被控訴人らが、控訴人らが組合敵視の姿勢を変えず、労働組合攻撃を強めるばかりであると訴えたことが、社会的相当性を逸脱する不当なものとはいえないとしている。しかし、控訴人照二の上記発言は、団体交渉後の雑談の中で、どこの経営者でも組合を好きという人はいないのではないかという旨の個人的感想を述べたものに過ぎず、組合の法的存在を否定したり、交渉そのものを拒絶することとは別問題である。現に控訴人会社は、団体交渉を6回実施するなど組合の存在を十分に認めて団体交渉に応じているのであるから、被控訴人らの上記訴えは事実と反し、社会的相当性を逸脱する不当なものである。

### 第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、本件街宣活動を違法と認めることはできず、これにつき不法行為は成立しないから、控訴人らの請求は全部理由がないものと判断する。その理由は、次のとおり改め、後記2において当審における控訴人らの補充の主張

に対する判断を加えるほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」の1及び2のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決5頁8行目～9行目の「前提事実～を総合すれば、」を「訂正して引用した原判決「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の「1 前提事実」掲記の各事実に、証拠（甲第1号証の1, 2, 第5, 第7, 第10, 第11, 第21号証, 第22号証の1, 2, 第23, 第24号証, 乙第1, 第2号証, 原審控訴人齋藤照二本人, 原審被控訴人成田義一本人）及び弁論の全趣旨を総合すれば、」と改める。

(2) 原判決5頁15行目の「同交渉は」を「同日の団体交渉は」と改め、同頁26行目の「同年6月17日に」の次に「控訴人会社と」を加える。

(3) 原判決7頁17行目～18行目の「原告照二は、平成21年6月2日、… 同人に対し」を「控訴人会社では、配車係の管理者であった齋藤勉課長（以下「齋藤課長」ということがある。）が、荷主との運賃交渉において、控訴人会社の望む額となるような交渉をしていないと判断し、平成21年5月中旬ころに新たに配車担当の従業員を雇用した上、同年6月2日、控訴人照二において齋藤課長に対し」と、同頁21行目の「配車係の上記管理者」及び同頁24行目の「同管理者」をいずれも「齋藤課長」とそれぞれ改め、同頁21行目の「その後、」の次に「本件分会にも相談の上、」を加え、同頁24行目の「この事情」を「このような事情」と改める。

(4) 原判決7頁26行目末尾の次に改行の上次のとおり加える。

「 被控訴人らは、従前の経過から見て、団体交渉では何一つ物事が決まらず、解決ができないと判断し、上部団体とも相談の上で本件街宣活動を行うこととした。」

(5) 原判決8頁1行目～2行目の「平成21年7月6日から同月17日までの間、7日にわたり、」を「平成21年7月6日から同月17日までの間に、訂正して引用した原判決「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の「1 前提

事実」の(2)記載の合計7日間,」と、同頁3行目～4行目の「別紙1「本件街宣活動で流した内容」を」を「原判決添付別紙1(以下「別紙1」という。)記載の文言を」とそれぞれ改め、同頁4行目末尾の次に「その際の音量は、チリ紙交換車や選挙候補者の投票依頼の連呼と変わらない程度で、停止信号時を除いて、録音を流したまま一箇所に止まることもなかった。」を加える。

(6) 原判決8頁5行目冒頭～7行目末尾を次のとおり改める。

「また、同月17日には、本件街宣活動を支援していた他の労働組合の関係者が、控訴人会社前及びその一帯で、ハンドマイクを用いて原判決添付別紙2(以下「別紙2」という。)記載の内容に沿った訴えを行った(同訴えを行ったのは、被控訴人ら以外の他の労働組合の関係者であるが、被控訴人らの了解の下に行ったものと推認されるので、被控訴人らによる行為と同視することができる。もっとも、その訴えの内容のうち、別紙2の1丁目の本文1行目冒頭～20行目末尾の部分は、トラック輸送事業の現状に関する一般論及びこれに対する建設交通労働組合ないし同組合と同事業の経営者側との共同の取組について述べたものであり、控訴人ら又は控訴人会社と本件分会との関係に言及したのは同丁の本文21行目冒頭～2丁目7行目末尾の部分のみであって、本件においては、この部分のみ考慮すれば足りる。)」

(7) 原判決8頁8行目の「本件街宣活動の違法性」を「被控訴人らの行った本件街宣活動の違法性の有無」と改めた上、同頁10行目冒頭～11行目末尾を次のとおり改める。

「ア 控訴人らは、被控訴人らが、本件街宣活動において、控訴人会社が配車係の管理者(斉藤課長)を不当解雇したと訴えたとした上で、この訴えは事実と反すると主張する。」

(8) 原判決8頁12行目の「上記認定によれば,」を「訂正して引用した原判決「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」の1の認定(以下「上記認

定」という。)によれば,」と改めた上,同頁14行目~17行目の「そして,使用者は,・・・毀損するものとはいえない。」を次のとおり改める。

「そして,使用者は,客観的に合理的な理由を備え,社会通念上相当であると認められる場合には,所定の制限(労働基準法19条1項,労働組合法7条,雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律6条,9条,17条等)に当たる場合を除き,労働者を解雇し得るのであるから(労働契約法16条参照),控訴人会社が斉藤課長を解雇した旨が流布されたとしても,そのことにより直ちに控訴人会社の信用や名誉が害されるものということとはできない。」

- (9) 原判決8頁18行目の「配車係の上記管理者」を「斉藤課長」と改める。
- (10) 原判決9頁19行目~20行目の「斡旋を受けたり,・・・退席したりしている上,」を「斡旋を受けたりしている上,」と改める。
- (11) 原判決12頁9行目~11行目の「但し,上記認定のとおり,・・・全くなかったとまで」を「もつとも,上記認定のとおり,支援組合の関係者がハンドマイクを用いて別紙2記載の内容に沿った訴えをしたこともあったところ,その際に,別紙2又は別紙1の内容と異なる訴えがされたことが全くなかったとまで」と改める。
- (12) 原判決12頁17行目~18行目の「本件街宣活動において・・・いうことはできず,」を「本件街宣活動において被控訴人らが訴えた内容は,控訴人らの社会的評価を低下させるものとはとはいえないか,又は社会的評価を低下させる内容が含まれていたとしても,これが事実と反し,若しくは被控訴人らがこれを事実と信じたことにつき相当性がないとはいえないから,違法なものとする認めすることはできず,」と改める。
- (13) 原判決13頁4行目の「面談を求めたり,」を「面談を強要したり,」と,同頁9行目の「被告らは,」を「被控訴人らは,控訴人らの自宅の周辺については,」と,同頁11行目~12行目の「原告会社の周辺や原告らの自宅の周



辺をそれぞれ」を「控訴人らの自宅の周辺を」と、同頁16行目の「基本的に自由に行い得るものであるから、」を「表現の自由の範囲内にあるものとして、社会的相当性を逸脱しない限り、基本的に自由に行い得るものであるから、」と、同頁21行目の「態様に照らせば、これが」を「態様に照らし、また、控訴人会社周辺が労使間の問題が生じた領域ないしその周辺領域であることに鑑みれば、被控訴人らの控訴人会社周辺における本件街宣活動が」とそれぞれ改める。

## 2 当審における控訴人らの補充の主張に対する判断

(1) 控訴人らは、学説・裁判例上、個人の私宅付近における街頭宣伝活動は、労使関係の場を離れた純然たる私的領域における平穩を侵害するもので、社会的相当性の逸脱を論ずるまでもなく、許容されないとされているとして、控訴人らの自宅周辺での本件街宣活動が一律に違法となるかのように主張する。

しかし、甲第16号証及び弁論の全趣旨によれば、控訴人会社は、毎年正月に、控訴人照二の顔写真入りで新年の抱負等を掲載した新聞の折込みチラシを控訴人らの自宅の近隣の一般家庭に配布して、控訴人会社の宣伝活動をしていることが認められ、本件では、そもそも控訴人らの自宅周辺であるからといって、これが純然たる私的領域といえるかどうかということ自体を問題とする余地がある。

仮にこの点を措くとしても、経営者の私宅付近における街頭宣伝活動は、労働組合活動であるとの一事をもっては正当化し得ないとしても、ただちに全面的に違法となるものではなく、当該街頭宣伝活動の態様や目的が社会的相当性を逸脱するものでなく、かつ、その宣伝内容が他人の社会的評価を低下させるものではないか、又は低下させる側面があったとしても、その内容が真実であり、若しくはこれを行った者が真実であると信じたことにつき相当性が認められる限りは、当該街頭宣伝活動は、表現の自由の範囲内にある

ということができ、違法性を有するとは認められない。

しかるところ、上記認定によれば、控訴人らの自宅周辺における本件街宣活動の態様は、予め録音した内容を拡声器で流しながら公道上を街頭宣伝用の自動車で行くというものとどまっておき、その音量も特に過大とはいえなかったのであって、訂正して引用した原判決「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」の2(2)で説示したとおり、社会的相当性を逸脱するものと認めることはできない。

また、被控訴人らが本件街宣活動に至った経緯、その態様や別紙1及び別紙2記載の訴えの内容に照らせば、本件街宣活動は、控訴人らの自宅周辺の在住者を含む地域住民に対して本件分会の労働組合活動に対する理解と支援を求める目的で行われたものと認められ、控訴人らの主張するように、専ら控訴人らに対する嫌がらせの目的に出たものとは認められず、この観点からも、社会的相当性を逸脱するものとはいえない。

そして、本件街宣活動の内容について見ても、後記(3)で述べるとおり、少なくとも被控訴人らがその内容を真実と信じたことにつき相当性が認められるというべきであるから、違法性を有するとはいえない。

そうすると、控訴人らの主張するその余の点を考慮しても、控訴人らの自宅周辺における本件街宣活動が違法性を有するとは認められない。

(2) 控訴人らは、控訴人会社の事務所が青森中核工業団地内に存することをもって、かかる場所での本件街宣活動は控訴人会社の社会的・経済的評価を著しく侵害するとか、取引先の大栄物流から本件街宣活動に苦情が寄せられ、また、加藤急便からは取引中止を申し渡されるなどして、控訴人会社に大きな損害が生じたと主張する。

しかし、控訴人会社が工業団地内にあるという一事をもって、その周辺における本件街宣活動が違法となるものではない。また、大栄物流から苦情があったことについては、甲第8号証（同会社代表者の陳述書）にこれに浴う

記載があるものの、控訴人らの主張によっても、同社との取引は結局存続しているのであるし、現に同会社の代表者は、控訴人らの要望に応じて上記陳述書を作成し、控訴人らの本件訴訟追行に協力しているのであって、本件街宣活動によって同会社との取引が危殆に瀕したとまでは認め難い。一方、加藤急便との取引の中止については、甲第11号証（控訴人照二の陳述書）にこれに浴う記載があるものの、他にこれを裏付けるに足る証拠がなく、仮に同会社との取引が中止されたとしても、その理由が本件街宣活動にあるのか否かは必ずしも明らかとはいえない（控訴人らの主張によっても、加藤急便の苦情は、本件街宣活動が落ち着くまでは取引を中止するというものであったところ、平成21年7月17日より後に被控訴人らが街頭宣伝活動を行った形跡はないのに、それにもかかわらず2年以上が経過した現在も取引が中止されたままであるというのであるから、同会社と控訴人会社との取引の中止については、他に理由があった可能性も否定できない。）。その他、本件街宣活動によって控訴人らの主張するような甚大な損害が生じたことを認めるに足る具体的証拠はない。

(3) 控訴人らは、本件街宣活動において被控訴人らが訴えた内容が虚偽であったとも主張するが、次のとおり理由がない。

ア 配車係の管理者（斉藤課長）の解雇に関する訴えについて

控訴人らは、被控訴人らの「いきなり解雇」という表現は、不当解雇と同義であるとか、斉藤課長は、他社に引き抜かれる形で自ら退職したもので、控訴人照二が長距離運転手への配置転換に応じなければ退職するよう迫った事実はないなどと主張し、甲第37号証（控訴人照二の「陳情書」と題する書面）にはこれに浴うかのような記載部分がある。

しかしながら、控訴人照二が平成21年6月2日に斉藤課長に対して長距離運転手としての業務への配置転換を命じ、この配置転換に応じないときは退職を求める旨を伝えた上、その場で即断することを求めたこと（こ

のことは、控訴人照二自身が原審本人尋問において供述しているところである。)、齊藤課長は同日控訴人会社を退職したことは、訂正して引用した原判決「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」の1(4)の認定のとおりであって、甲第37号証の上記陳述記載部分がこれと相反する趣旨を言うものであるとすれば、当該陳述記載部分を信用することはできない。

そして、上記認定事実と齊藤課長が本件分会に相談の上で青森労働局に斡旋の申請をしたこととを併せ考えれば、少なくとも被控訴人らが、齊藤課長が唐突に意に添わない退職を強いられたもので、実質的に解雇と変わらないと信じ、これを「いきなり解雇」したと表現したことには相当性が認められ、本件街宣活動においてこのように訴えたことは違法とはいえない。なお、甲第21号証によれば、齊藤課長の斡旋申請は実際には平成21年7月7日までに取り下げられていたことがうかがわれるが、被控訴人らが本件街宣活動の当時、上記取下げの事実を知っていたとは認められないから、この点は、上記の判断を左右するものではない。

イ まともな賃金をもらっていないとの訴えについて

控訴人らは、控訴人会社の賃金は運送業界では高い方であるから上記訴えは虚偽であると主張するが、控訴人会社の賃金が業界で高い方であったことを裏付ける的確な証拠はない。いずれにしろ、被控訴人らは、控訴人会社の賃金の算定過程が不透明であるとの問題意識をも有していたものと認められ、このような面の是正を含む意味で「まともな」賃金を要求している旨の訴えを行ったと認められるから、かかる訴えを虚偽と認めることはできない。

ウ 労働組合敵視の訴えについて

控訴人らは、控訴人照二の組合は嫌いであるという発言は団体交渉後の雑談の中での個人的な感想に過ぎず、現に控訴人会社は組合の存在を十分に認めて団体交渉に応じているから、被控訴人らの組合敵視といった訴え

は虚偽であるなどと主張する。

しかし、訂正して引用した原判決「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」の2(1)オで説示したとおり、控訴人照二は、所論の団体交渉の際だけではなく、社員研修会など他の機会においても組合を敵視していると受け取られる言動を繰り返しているのであるから、控訴人らの主張は採用し難い。

ニ 控訴人らは、その余の被控訴人らの訴えの内容についても虚偽で違法であると主張するが、原判決「事実及び理由」欄の「第3 裁判所の判断」の2(1)で説示したとおり、その内容が事実と反するなど違法なものとは認められない。

3 以上によれば、その余の点について判断するまでもなく、控訴人らの請求は理由がない。

よって、原判決は相当であり、本件控訴はいずれも理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

仙台高等裁判所第3民事部

裁判長裁判官

石 原 直 樹

裁判官

瀬 戸 口 壯 夫

裁判官

中 島 朋 宏

これは正本である。

平成23年9月28日

仙台高等裁判所第3民事部

裁判所書記官

岸 浪 泰 治